

第43号議案

文京区指定文化財の指定に係る諮問について

上記の議案を提出する。

令和4年9月1日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 加藤 裕一

文京区文化財保護審議会会長 殿

文京区教育委員会

### 文京区指定文化財の指定について（諮問）

文京区文化財保護条例（平成4年3月文京区条例第28号）第4条に基づく文京区指定文化財の指定について、同条例第20条第1項の規定により、下記のとおり諮問します。

なお、区教育委員会への答申については、令和5年1月までにお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 諮問事項

未指定の有形文化財を文京区指定文化財に指定することについて

#### 2 指定文化財の候補

- |         |                    |
|---------|--------------------|
| (1) 名称  | 木造阿弥陀如来立像          |
| (2) 員数  | 1 軀                |
| (3) 区分  | 有形文化財（彫刻）          |
| (4) 所有者 | 宗教法人 西岸寺           |
| (5) 所在地 | 春日一丁目 12 番 2 号 西岸寺 |
| (6) 時代  | 平安時代後期             |
| (7) 概要  |                    |

##### 【法量】（単位 cm）

（本体）像高 96.5 （3 尺 1 寸 8 分）

（光背）高 140.5 張 66.5

（台座）高 25.1（蓮肉まで） 框張 54.6 框奥 44.3

##### 【形状】

（本体）螺髪、粒状。肉髻珠、白毫相をあらわす（各木製嵌入）。耳朵は紐状、貫通。三道相をあらわす。覆肩衣は右肩から右腕を覆う。納衣は左肩を覆い、右脇、正面を通り、上縁を折り返して端を左肩にかける。裙を着け、正面で右前に打ち合わせる。左手は垂下して腰の横で掌を前に向け、右手は屈臂して胸の横で掌を前にして立て、ともに第 1 指先の腹を第 2 指先の横に接する来迎印を結ぶ。両足をそろえて立つ。

（光背）二重円相挙身光。頭光中心に八葉蓮華をあらわす。周縁部は雲文（浮き彫り）。その中央上部に蓮台付き宝塔をあらわす。光脚は蓮弁形、3 弁 2 段、蕊付き。

（台座）蓮華座。蓮肉は円形。蓮弁は 8 方 4 段（後方分は省略）。敷茄子は円形、正面に格狭間形をあらわす（透かし彫り）。受座は 8 方入隅形、低い蓮弁をあらわす。蕊は 2 重、波打つ。反花は 8 方 2 段、重弁。框は 8 方入隅形、見付けに格狭間形をあらわす。

### 【品質構造】

(本体) ヒノキ材、寄木造か、現状素地に漆塗り、当初は漆箔<sup>しつぱく</sup>か、彫眼。

(光背) 木製、漆箔。裏面は布貼り、黒漆塗り。

(台座) 木製、漆箔。

### 【銘文】

台座框の地付き部に次の墨書がある。

□□<sup>(六)</sup> □ □月十六日西岸寺十世嚴譽 □<sup>(代)</sup>

(注) 嚴譽は西岸寺中興の祖。安永元年(1772)入寺、寛政8年(1796)没。銘の2文字目は年号「安永」の「永」の残画とも見られ、「安永六年」と読む可能性がある。台座の再興銘である。

### 【保存状態】

(本体) 肉髻珠、白毫、両手先、右前膊から内側に垂下する衣、両足先、矧ぎ目などの布貼り、表面の漆塗り、各後補(近代か)。両手から垂下する衣の縁の一部が欠失する。両足柄の前寄り3分の2が亡失する。当初の漆箔のほとんどが剥落する。両目の縁、唇の端などをわずかに彫り直す(江戸時代または近代)。

胸中央、両肩の前側、首後ろなどに打った鉄製鍔<sup>かすがい</sup>の錆が像の表面に浮く。

現在、本体の背上部と光背裏面にねじ込んだ洋灯吊金具に銅製針金を結び、後ろの壁につないで安定を図る。

(光背) 後補(江戸時代、漆箔は近代)。

(台座) 後補(江戸時代、内部の棧と地付き部の補材、および漆箔は近代)。

## 3 諮問の趣旨

本像は、西岸寺本堂の須弥壇上に本尊として安置される、像高約3尺の来迎印を結ぶ阿弥陀如来立像である。

目を伏せた穏やかな表情と、動きをひかえた落ち着いた姿の体軀、衣に刻まれた低平な衣文など、本像の作風には和様彫刻<sup>わよう</sup>として知られる平安時代後期の仏像の特色が顕著に示される。

阿弥陀如来像はわが国では飛鳥時代以来、各時代を通じて造立されたが、本像のように両手の第1指と第2指を捻じる弥陀迎接<sup>ごうじょう</sup>印を結ぶ来迎阿弥陀如来立像は、平安時代後期以後に多く造られるようになり、その後、鎌倉時代になると一層盛んに造立された。それらの作品には本像と同様に像高3尺(約90cm)程度の大きさのものがきわめて多い。

平安時代後期には天喜元年(1053)仏師<sup>じょうちゅう</sup>定朝作の京都府平等院鳳凰堂阿弥陀如来像を典型とするいわゆる和様彫刻が全国的に広まった。そのために11世紀後半から12世紀の仏像には均一で同じような作風を示すものが多く、作風の展開も緩慢である。また、この時代は本像のような如来形立像には、造像銘をもつ造立年代が明らかな基準作品が少ない。

そのために立像だけではなく阿弥陀如来の坐像にまで広げて作風、表現を考察すると、たとえば永治2年(1142)滋賀<sup>こんたいじ</sup>県金體寺木造阿弥陀如来坐像、承安2年(1172)三重<sup>ぶつとじ</sup>県仏土寺木造阿弥陀如来坐像などには、小さい目鼻立ちの顔となで肩の体軀、低平な衣文の表現など、本像と共通した特色が認められる。12世紀末になると次代鎌倉時代の仏像の特色である運動感に富み、ひきしまった表現の作品が目立つようになるから、本像はおおよそ12世紀半ばから後半頃の造立と推定される。よく整った破綻のない作風と細部にわたる丁寧な彫技から、おそらく中央畿内の優れた専門仏師による作と認められる。

本像を伝える西岸寺は、元和2年(1616)に開かれた浄土宗の寺であり、芝増上寺末である。当寺開創を遡る時代の造立である本像は、開創後にいずれかから移されたものであるが、本像の台座銘と、本像に随侍する

木造善導大師像および法然上人像の台座銘などから、18 世紀中頃にはすでに当寺の本尊だったことが知られる。なお、本寺に安置される以前の安置場所については未詳である。

このように、本像は平安時代後期の優れた作風を示す来迎阿弥陀如来立像の貴重な遺品である。これまでに本区の指定文化財となっている平安時代後期の仏像は 6 体ある。本像は、一部に後補の箇所があるものの、それら本区の既指定の作品に比して造立当初の表現をよく残していることにも高い価値が認められる。



写真1 阿弥陀如来像